

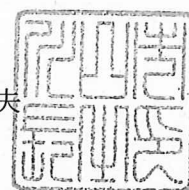
川口市告示第750号

川口市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第44号）第2条の規定に基づき地区計画の原案を縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案については、同条例第3条の規定に基づき縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに川口市長に意見書を提出することができる。

令和6年10月2日

川口市長 奥ノ木 信夫



1. 地区計画の原案のうち種類及び名称

種類 川口都市計画 地区計画
名称 川口本町4丁目9番地区 地区計画

2. 地区計画の原案のうち位置及び区域の面積

川口市本町4丁目9番地の一部 約0.7ha

3. 地区計画等の原案の縦覧場所

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎5階 都市計画課（土日祝を除く）

4. 縦覧期間

令和6年10月2日から令和6年10月16日まで

5. 原案の意見書提出期間

令和6年10月2日から令和6年10月23日まで

6. 原案の意見書の提出先

川口市長 奥ノ木 信夫